

○皇學館大学教学運営会議規程

（趣 旨）

第1条 この規程は、皇學館大学学則第56条第4項の規定に基づき、皇學館大学教学運営会議（以下「教学運営会議」という。）の運営について、必要な事項を定める。

（目 的）

第2条 教学運営会議は、全学的な教学の方針に関する企画・立案及び執行方法について、審議することを目的とする。

（組 織）

第3条 教学運営会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 各学部長
- (3) 各研究科長
- (4) 学生部長
- (5) 附属図書館長
- (6) 教育開発センター長
- (7) 研究開発推進センター長
- (8) 事務局長
- (9) 学長の指名する委員

（招 集）

第4条 教学運営会議は、学長が招集し、議長となる。

2 学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名する委員がこれを代行する。

3 教学運営会議は、学長が必要と認めたとき又は委員総数の4分の1以上の委員から会議に付議しようとする事項を示して請求があった場合には、教学運営会議を招集しなければならない。

（審議事項）

第5条 教学運営会議は、本学建学の精神に則って、次の事項を審議する。

- (1) 教育研究に関する中期計画・年次計画及び運営に係る事項
- (2) 学則その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (3) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (4) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (5) 学生支援に関する方針に係る事項
- (6) その他皇學館大学の教育研究に関する重要事項

2 構成員以外の者から会議に付議しようとする事項があった場合は、前もって各委員を通じて議長に示すこととする。

（議 決）

第6条 教学運営会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

（委員以外の出席）

第7条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（議事録）

第8条 教学運営会議の審議及び報告等は、すべて記録して保管しなければならない。

（庶務）

第9条 教学運営会議の庶務は、大学事務局企画部において処理する。

（規程の改廃）

第10条 この規程の改廃は、教学運営会議が行う。

2 前項の決議は、構成員の4分の3以上が出席し、出席者の4分の3以上の賛成を必要とする。

附則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 皇學館大学評議会規程（平成10年4月1日）は廃止する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。